



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年6月24日金曜日 第318号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則..... (都市計画課) ... 580

## 告 示

- 自衛官候補生の採用試験..... (総務管理課) ... 581
- 落札者等の告示(2件)..... (人事課、スマート行政推進課総務事務改革室) ... 581
- 指定自立支援医療機関の名称の変更..... (障がい福祉課) ... 581
- 大規模小売店舗の変更の届出の概要等..... (経営支援課) ... 581
- 土地改良事業の工事の完了..... (農地整備課) ... 582
- 県営土地改良事業の事業計画書の縦覧(4件)..... ( " ) ... 582
- 肥料登録有効期間の更新..... (農産園芸課) ... 583
- 建設業者の許可の取消し..... (東予地方局管理課) ... 583
- 道路の区域変更(県道新居浜東港線)..... ( " ) ... 583
- 道路の供用開始( " )..... ( " ) ... 583
- 指定道路の指定..... (南予地方局建築指導課) ... 584
- 道路の供用開始(県道宇和島城辺線)..... (南予地方局愛南土木事務所) ... 584
- 指定道路の指定..... (南予地方局八幡浜土木事務所) ... 584

## 公 告

- 登録販売者試験の実施..... (薬務衛生課) ... 584
- 魚病診断等支援システム構築委託業務..... (水産課) ... 584

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 規 則

### ○愛媛県規則第31号

愛媛県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年6月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 愛媛県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県屋外広告物条例施行規則(昭和39年愛媛県規則第93号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
<p>別表第3(第19条、第28条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 5px;">1 松山市一番町四丁目1番地2 愛媛県土木部道路都市局都市計画課内</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2 ~ 11 省略</td> </tr> </table>	1 松山市一番町四丁目1番地2 愛媛県土木部道路都市局都市計画課内	2 ~ 11 省略	<p>別表第3(第19条、第28条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 5px;">1 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県土木部道路都市局都市計画課内</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2 ~ 11 省略</td> </tr> </table>	1 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県土木部道路都市局都市計画課内	2 ~ 11 省略
1 松山市一番町四丁目1番地2 愛媛県土木部道路都市局都市計画課内					
2 ~ 11 省略					
1 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県土木部道路都市局都市計画課内					
2 ~ 11 省略					

#### 附 則

この規則は、令和4年6月27日から施行する。

告示

○愛媛県告示第705号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

令和4年6月24日

愛媛県知事 中村時広

Table with 4 columns: 試験期日, 試験場の位置, 試験場の名称, 担当区域. It lists exam dates and locations for the Self-Defense Forces recruitment exam.

○愛媛県告示第706号

次のとおり落札者を決定した。

令和4年6月24日

愛媛県知事 中村時広

Table with 7 columns: 落札に係る特定役務の名称及び数量, 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地, 落札者を決定した日, 落札者の氏名及び住所, 落札金額, 契約の相手方を決定した手続, 入札公告日. It details a bid for server equipment.

○愛媛県告示第707号

次のとおり落札者を決定した。

令和4年6月24日

愛媛県知事 中村時広

Table with 7 columns: 落札に係る特定役務の名称及び数量, 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地, 落札者を決定した日, 落札者の氏名及び住所, 落札金額, 契約の相手方を決定した手続, 入札公告日. It details a bid for IT services.

○愛媛県告示第708号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

令和4年6月24日

愛媛県知事 中村時広

Table with 4 columns: 名称 (変更前/変更後), 担当する医療の種類, 変更年月日. It shows the change of medical institution names.

○愛媛県告示第709号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和4年6月24日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出日
ジョー・プラ	松山市朝生田町五丁目1番25号	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社ママイほか14者	株式会社ママイほか13者	令和3年10月1日ほか	令和4年6月15日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第710号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和4年6月24日

愛媛県知事 中村時広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用道路整備事業	魚成地区（西予市）	令和3年12月2日
農業用排水施設整備事業	魚成地区（西予市）	令和4年3月9日

○愛媛県告示第711号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、上浮穴郡久万高原町下畑野川地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和4年6月24日

愛媛県知事 中村時広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（暗渠排水事業・ナベラ地区）計画書の写し

2 縦覧期間

令和4年6月27日から7月25日まで

3 縦覧場所

久万高原町役場本庁

○愛媛県告示第712号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、上浮穴郡久万高原町下畑野川地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和4年6月24日

愛媛県知事 中村時広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・ナベラ地区）計画書の写し

2 縦覧期間

令和4年6月27日から7月25日まで

3 縦覧場所

久万高原町役場本庁

○愛媛県告示第713号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、上浮穴郡久万高原町直瀬地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和4年6月24日

愛媛県知事 中村時広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（暗渠排水事業・永子地区）計画書の写し

2 縦覧期間

令和4年6月27日から7月25日まで

3 縦覧場所

久万高原町役場本庁

○愛媛県告示第714号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、上浮穴郡久万高原町直瀬地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和4年6月24日

愛媛県知事 中村時広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・永子地区）計画書の写し

2 縦覧期間

令和4年6月27日から7月25日まで

3 縦覧場所

久万高原町役場本庁

○愛媛県告示第715号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和4年6月24日

愛媛県知事 中村時広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
令和10年8月7日	愛媛県第1288号	炭酸カルシウム肥料	15苦土炭酸石灰	アルカリ分 53.0 可溶性苦土 15.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	シーシーエフジャパン有限会社 愛知県岡崎市市場町字東町13番地

令和10年8月7日	愛媛県第1289号	炭酸カルシウム肥料	15粒状苦土炭酸石灰	アルカリ分 53.0 可溶性苦土 15.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	シーシーエフジャパン有限会社 愛知県岡崎市市場町字東町13番地
令和10年8月7日	愛媛県第1290号	炭酸カルシウム肥料	15苦土炭酸石灰	アルカリ分 53.0 可溶性苦土 15.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	東方工業株式会社 佐賀県佐賀市高木瀬東二丁目13番10号
令和10年8月7日	愛媛県第1291号	炭酸カルシウム肥料	15粒状苦土炭酸石灰	アルカリ分 53.0 可溶性苦土 15.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	東方工業株式会社 佐賀県佐賀市高木瀬東二丁目13番10号

○愛媛県告示第716号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和4年6月24日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-29)第14994号	平成29年5月9日	(有)伊予ハウス	神野優二郎	新居浜市政枝町1-10-2	令和4年5月2日	土木工事業 とび・土工工事業 舗装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止(一部)
(般-2)第10843号	令和2年5月31日	(有)田名後建設	田名後 桂	越智郡上島町岩城1088-1	令和4年5月10日	土木工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止
(般-29)第17063号	平成29年8月27日	(有)黒河工業	黒河 健治	新居浜市垣生5-9	令和4年5月10日	管工事業 鋼構造物工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第717号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年6月24日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	新居浜東港線	新居浜市田の上三丁目928番2から 同市田の上四丁目913番35地先まで	旧	メートル 4.3~5.8	キロメートル 0.040	
		新居浜市田の上三丁目928番2から 同市田の上四丁目913番36まで	新	5.0~8.9	0.040	

○愛媛県告示第718号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年6月24日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	新居浜東港線	新居浜市田の上三丁目928番2から 同市田の上四丁目913番36まで	令和4年6月24日

## ○愛媛県告示第719号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和4年6月24日

愛媛県南予地方局長 赤坂克洋

- 1 指定道路の種類  
建築基準法第42条第1項第5号

- 2 指定年月日  
令和4年6月17日
- 3 指定道路の位置  
西予市宇和町坂戸572番1の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員  
(1) 延長 41.43メートル  
(2) 幅員 4.00メートル

## ○愛媛県告示第720号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年6月24日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	宇和島城辺線	南宇和郡愛南町緑丙855番7から 同町緑丙835番4まで	令和4年6月24日

## ○愛媛県告示第721号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和4年6月24日

愛媛県南予地方局長 赤坂克洋

- 1 指定道路の種類  
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日  
令和4年6月16日
- 3 指定道路の位置  
八幡浜市保内町喜木1番耕地415番1の一部、1番耕地415番2の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員  
(1) 延長 32.63メートル  
(2) 幅員 4.00メートル

- 4 受験申請書の提出先  
住所を管轄する保健所（松山市の区域にあっては、中予保健所）とする。

## ○公 告

次のとおり技術提案書の提出を招請する。  
令和4年6月24日

愛媛県知事 中村時広

- 1 業務概要  
(1) 業務名  
魚病診断等支援システム構築委託業務  
(2) 業務内容  
愛媛県魚病診断等支援システム構築委託業務公募型プロポーザル手続等に関する説明書（以下「説明書」という。）による。  
(3) 履行期間  
契約締結の日から令和5年3月31日まで
- 2 参加資格及び評価項目  
(1) 技術提案書の提出者に必要な資格  
知事の審査を受け、営業種別「その他」の営業種目「情報処理」について令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。  
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。  
イ 参加表明書の受領の期限の日から技術提案書の受領の期限の日までの期間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。  
(2) 技術提案書を特定するための評価項目  
説明書の内容による。
- 3 手続等  
(1) 担当部局  
愛媛県農林水産部水産局水産課資源管理係  
〒790 8570

## 公 告

## ○公 告

## 登録販売者試験の実施について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定により、令和4年登録販売者試験を次のとおり実施する。

令和4年6月24日

愛媛県知事 中村時広

- 1 試験の日時  
令和4年11月8日（火）午前10時
- 2 試験の場所  
愛媛国際貿易センター 愛媛県松山市大可賀二丁目1番28号  
ただし、受験申込者が多数の場合は、他の会場においても実施することがある。
- 3 受験申請書の提出期間  
令和4年8月9日（火）から23日（火）まで

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号(089)912 2618

(2) 説明書の交付の期間、場所及び方法

ア 期間

令和4年6月24日(金)から7月8日(金)までの執務時間中(愛媛県の休日を定める条例(平成元年愛媛県条例第3号)第1条第1項に規定する件の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。)

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

無料にて交付する。

(3) 参加表明書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

令和4年7月8日(金)午後5時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

(4) 技術提案書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

令和4年8月5日(金)午後5時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

愛媛県農林水産部水産局水産課資源管理係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号(089)912 2618

(4) その他

詳細は、説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered:

Entrustment of construction of fish disease diagnosis supporting system, 1 set

(2) Time limit to express interests: 5:15 p.m., 8 July 2022

Time limit for the submission of proposals: 5:15 p.m., 5 August 2022

(3) For further inquiries relating to the proposal, please

contact: Resources Management Section, Fisheries Promotion Division, Fisheries Subdepartment, Agriculture, Forestry and Fisheries Department, Ehime Prefectural Government,

4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan

Tel: 089 912 2618